

大子西中学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日策定

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの未然防止のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。
- ⑥ いじめ防止、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図るための研修を実施する。

2 いじめの未然防止のための取組

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を実感させ、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

① 朝のあいさつ運動の実施

毎週月曜日の登校時間に、生徒会のSKI委員会やあいさつボランティアの生徒が昇降口に立ちあいさつをする。全校生徒が気持ちの良いあいさつを交わすことにより、元気で明るい学校生活の1日のスタートとする。

② 人権教室の実施・人権コーナーの充実

外部から指導者を招聘して、人権に関わる授業を行う。学級目標の発表、人権標語の発表掲示などを通して、良好な人間関係を構築する。

③ 道徳の授業の充実

日々の道徳の授業の充実、道徳コーナーの工夫・充実、道徳の授業公開等を通して、心と心の連携を図る。

(2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・縦割り班活動での異学年交流の充実
- ・生徒の自発的な活動を支える委員会活動の充実

- ② 生活の記録ノート「自分ログ」の有効活用
些細なことでもすぐに相談できる体制の一助としてなんでも相談できる「一言日記」を活用し、生徒の不安を和らげると同時に、教師自身の生徒を見る目を養う。
- ③ 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動
学級活動等で構成的グループエンカウンターを有効に活用し、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、その中に認められる自分が存在することを実感させることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。
- ④ 学習のねらいの明確化と学習の流れの共通化
教師は、学習のねらいを明確にし、生徒がこの時間に何を学ぶかをはっきりさせる。また、黒板に学習の流れを明示することによって、見通しをもって学習に取り組めるようにする。発問や指導方法を工夫することにより、生徒が主体的に学習に取り組めるようにする。
- ⑤ 人とつながる喜びを味わう体験活動
生徒が、友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成を図る。教師は、相互交流の工夫を行うことで生徒のコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や生徒会活動、総合的な学習の時間における道徳性育成に資する体験活動を推進する。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

- (1) いじめの早期発見のために、次の手段を講じる。
 - ア 「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
 - イ 気になる生徒がいる場合には学年会や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。
 - ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけ、生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
 - エ 「学校生活に関するアンケート」を年3回行うと同時に教育相談を実施し、生徒の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。
 - オ エと同様に年3回の「いじめアンケート」により、生徒・保護者によるいじめに限定したアンケートを実施し、未然防止、早期発見・早期対応に努める。
- (2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。
 - ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員で対応を協議し、的確な役割分担をし、問題の解決にあたる。
 - イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめを受けている生徒の身の安全を最優先に考え、その保護者への支援も行う。
 - ウ いじめを行っている生徒に対しては、その行為をやめさせる指導と支援にあたり、その保護者への助言にあたる。
 - エ 傍観者の立場にいる生徒にもいじめに参加しているのと同様であるということを指導する。
 - オ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
 - カ いじめを受けている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携しながら、指導を行う。
- (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組
 - ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
 - イ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いじめ・体罰防止サポートセンター」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も紹介する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

- (1) 学校内の組織
 - ① 「生徒指導対策委員会」企画会時、職員会議時、随時

ア 不適応対応

週に1回の企画会で、または月1回の職員会議で問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び共通認識についての話し合いを行う。

イ いじめ防止対策

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭（必要に応じて特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）によるいじめ防止対策会議（別表のとおり）を設置する。月1回開催し、いじめ防止の取組や計画の実践などについての検証、改善策の検討などを行う。また、いじめ防止、早期発見・早期対応のための教職員の資質能力の向上のための研修を「いじめ防止対策会議」が中心となって実施する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置を図るとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生徒指導委員会を開催する。緊急生徒指導委員会参加メンバーは以下の通りである。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、PTA会長、青少年相談員、主任児童委員

【 いじめ防止のための取組年間計画 】

月	実 施 計 画
4月	○学年間の情報交換、指導記録の引継ぎ ○いじめ対策に係る共通理解、いじめ対策組織編成 ○学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり、構成的グループエンカウンターの実施 ○生徒集会 ○校内研修「配慮を要する生徒への対応」
5月	○行事を通じた人間関係づくり【体育祭】 ○学校行事を通じた人間関係づくり【宿泊学習、修学旅行】 ○生徒総会でのいじめ0絆∞宣言の確認 ○学年に道徳の授業の実施「いじめについて」
6月	○部活動を通じた人間関係づくり【総体に向けて】 ○いじめ防止基本方針の確認（校内研修） ○いじめ防止基本の方針を生徒・保護者へ伝達（HP、集会） ○学校評価の実施→生徒・保護者の意見を聞く
7月	○学校評価の結果分析と改善策の検討 ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発【懇談会】
8月	○校内研修
9月	○いじめアンケートと教育相談の実施 ○部活動を通じた人間関係づくり【新人戦に向けて】
10月	○いじめ防止標語の作成【学級指導】
11月	○学校生活アンケート 人権意識啓発活動
12月	○学校評価の実施→生徒・保護者の意見を聞く ○学校評価の結果分析と改善策の検討
1月	○いじめアンケートと教育相談の実施
2月	○学校生活アンケート
3月	○記録整理、上学年への引継ぎ情報の作成 ○小学校、または中学校間の情報連携

年間で1度、人権教室を行う。

【別表 いじめ防止対策会議】

担 当	職 名	通常時（未然防止・実態把握）	緊急時（事案発生時の取組）
委 員 長	校 長	・全体総括、指揮	・全体総括、指揮 ・事例に関する指導方針の決定
副 委 員 長	教 頭	・委員長を補佐し、不在の時はその任務を代行 ・いじめ問題の取り組みを保護者・地域へ発信（啓発・協力要請）	・委員長を補佐し、不在の時はその任務を代行 ・教育委員会、警察等関係機関、報道機関との連携
	生徒指導主事	・いじめ防止対策委員会の定期的な開催 ・外部相談機関との連携	・緊急いじめ防止対策委員会の開催 ・事例に関する指導方針、具体的な取組の提示・周知
	教務主任	・職員研修の企画・運営（事例研究等）	・専門的な知識を有する者との連携
委 員	学年主任 担任 養護教諭	・実態の把握（チェックシート、アンケート） ・道徳教育、学級活動の充実（豊かな心の教育、好ましい人間関係づくり） ・定期的な職員間の情報交換 ・外部相談機関との連携	・保護者との連携 ・緊急のいじめ防止プログラム、人間関係づくりプログラムの作成 ・生命尊重の教育の実施 ・生徒の心のケア

5 重大事態への対応について

重大事態の認識

①生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い

- ・生徒が自殺を企図
- ・身体に重大な障害
- ・金品等に重大な被害
- ・精神性の疾患を発症

②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

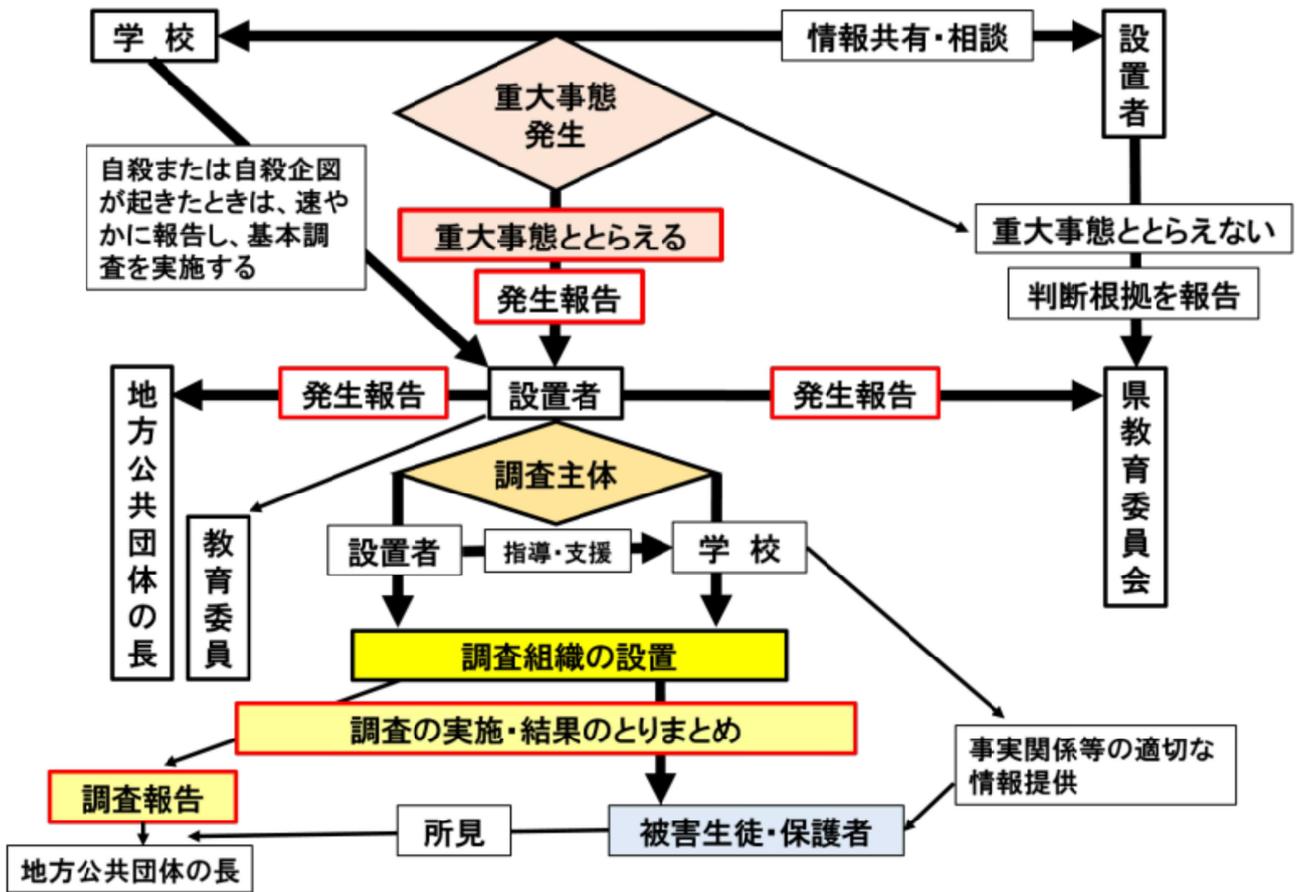
- ・年間30日を目安
- ・一定期間連続した欠席が続く

対応について

ア 学校から大子町教育委員会への報告・連携

イ いじめ問題対策協議会（学校職員、SC、SSW、教育委員会など）の設置

ウ 当該生徒、一般生徒のケアや不安解消



附 則

- ・この計画は、平成26年4月1日から施行する。
- ・令和元年度6月「5 重大事態への対応について」を追記する。
- ・令和6年度6月年間計画の一部変更